

財務省告示第五十二号  
 国債の発行等に関する省令（昭和五十七年大蔵  
 省令第三十号）第五条第十項の規定に基づき、平  
 成十八年一月三十日に発行した利付国債の発行条  
 件等を次のとおり告示する。  
 平成十八年二月九日

財務大臣 谷垣 禎一

一 名称及び記 号	二 発行の根拠 の法律及びそ の条項	三 振替法の適 用等	四 発行方法
利付国庫債券（五年）（第五十二 回）	財政融資資金特別会計法（昭和 二十六年法律第一百一号）第十一 条第一項並びに国債整理基金特 別会計法（明治三十九年法律第 六号）第五条第一項及び第五 条第二項	社債等の振替に関する法律（平 成十三年法律第七十五号）以下 「振替法」という。）の規定の適 用を受けるものとし、その振替 機関は日本銀行とする。	札（以下「価格競争入札」とい う。）による発行（以下「価格競 争入札発行」という。）、「価格競 争入札と同時に発行される入札で あつて、価格競争入札において 定められた利率をその利率とし 、価格競争入札において募集 の決定を受けた各申込みの応募 価格を募入額により加重平均し て得られる価格をその発行（以下「非 とするものによる発行（以下「非







十 十  
三 二

の 経 利 入 価 ・ 別 債 行 争 非 者 特 国 札  
払 過 札 格 第 参 市 及 入 価 ・ 別 債 発  
込 利 発 競 加 場 び 札 格 第 参 市 行  
み 子 率 行 争 非 者 特 国 発 競 加 場 、

十  
二  
銭

(一) 年

○ 募 入 決 定 の 通 知 を 受 け た 者  
は、払 込 金 額 に 加 え、次 算  
式 によ り 算 出 し た 金 額 を 第 二  
十 号 に 規 定 す る 日 に 払 い 込  
む も の と す る。

$$\frac{\text{額面金額の総額} \times 0.8 \times 41}{100 \times 365}$$

(二) 発行時において、その利子に  
係る所得税が源泉徴収されるも  
のとして振替口座簿中の口座に  
記載又は記録されるものにつき  
ては、前記(一)の算式により出し  
た金額から当該金額に百分の二  
十を乗じた金額(ただし、当該  
国債を発行時において取得する  
者が非居住者又は外国法人であ  
る場合は、前記(一)の算式によ  
算出した金額に当該非居住者又

十四 初期利子

は外国法人が適用を受ける所得  
税の税率を乗じた金額を控除  
することができる。  
平成十八年六月二十日を支払期  
とし、次の算式により算出した  
金額を支払う。ただし、支払期  
が銀行休業日に当たるときは、  
その翌営業日に支払う（以下、  
次号及び第十六号において規定  
する期日について同じ。）。

$$\frac{\text{額面金額} \times 0.8}{100} \times \frac{1}{2}$$

十五 第二期以後の利子

毎年六月二十日及び十二月二十  
日を支払期とし、各支払期にお  
いて、その日以前六月間に属す  
る利子を支払う。

十六 償還金

平成二十二年十二月二十日

十七 償還金

額面金額百円につき百円

十八 元金

日本銀行

十九 払込期日

財務大臣から通知を受けた者  
平成十八年一月三十日